

たばこ小売販売業の申請者の皆様へ❀

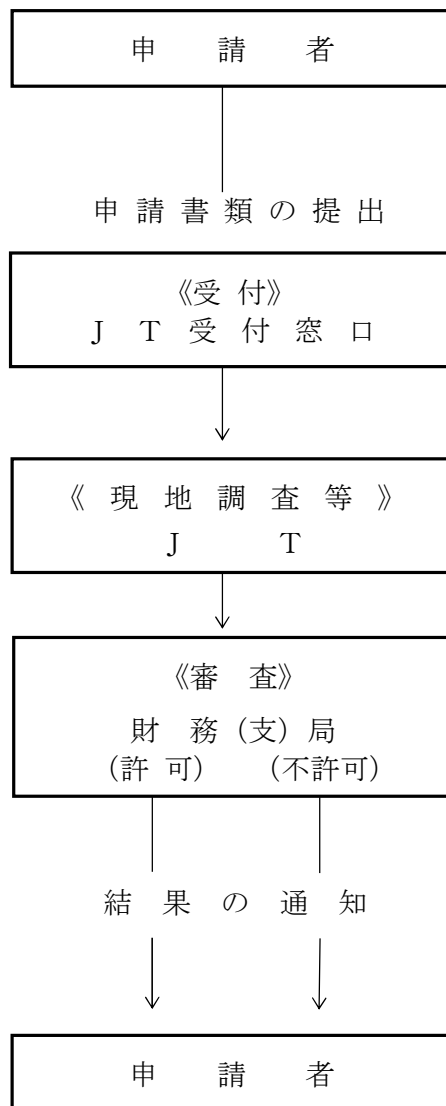
財 務 省

(令和8年10月13日改正)

このリーフレットでは、たばこ小売販売業の許可基準について、基本的な事項を説明しております。

さらに詳しくお知りになりたいことや、お分かりにならないことがありましたら、お近くの財務（支）局（P.9）の担当課へお尋ねください。

1. たばこ小売販売業の許可申請手続の概要



申請される方は、許可申請書類（P.8）を、たばこ販売を行う予定の店舗（以下「予定営業所」という。）の所在地を営業区域とする日本たばこ産業株式会社（J T）の受付窓口（P.10）へ郵送又は持参により提出いただきますようお願いいたします。各種申請書類は、J Tの支社に備え付けているほか、記載例とともに、財務省ホームページにも掲載しています。

J Tは、各支社において受理・調査事務を行う体制を整備しています。J Tの受付窓口や必要な添付書類など申請手続等に関するご不明な点については、お近くのJ Tの支社にご相談ください。

なお、J Tから受付にあたって交付する「小売販売業許可申請書受付票」については、審査結果の通知があるまで、申請者において大切に保管してください。

J Tは、申請書類の受理後、たばこ事業法及び同法施行規則等に基づき現地調査等を行います。

財務（支）局では、現地調査等に基づいて審査を行い、許可または不許可の決定をします。

なお、申請から決定までに2ヶ月程度かかりますので、予めご了承ください。

審査の結果は、財務（支）局より通知します。

許可を受けた方は、登録免許税（15,000円）の納付が必要です。

各種申請書類及び記載例は、財務省ホームページのサイト内検索から「たばこ事業法等に基づく申請手続」をキーワードとして検索することで入手できます。

URL https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/tobacco/tobacco_tetuzuki.htm

ご不明の場合は、お近くの財務（支）局（P.9）へお問い合わせください。



2. たばこ小売販売業の種類

たばこ小売販売業には、「特定小売販売業」及び「一般小売販売業」があります。下表をご確認の上、販売形態に応じた申請を行ってください。申請に必要な書類は、添付書類チェック表（P.8）に掲載しています。

	販 売 形 態
「特定小売販売業」	劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗（売場面積が400平方メートル以上の店舗）等の閉鎖性があり、かつ、喫煙設備を有する消費者の滞留性の強い施設内でたばこ販売を行う時
「一般小売販売業」	上記以外でたばこ販売を行う時

3. 許可の基準（たばこ事業法第23条、たばこ事業法施行規則第20条～第22条）

許可を受けるためには、申請者及び予定営業所の場所に関する基準を満たす必要があり、許可申請の内容が、次の基準のいずれか一つに該当する場合は「不許可」となります。

- (1) 申請者が、たばこ事業法による罰金刑を受けて2年以内の者、破産者等のたばこ事業法（第23条第1号から第7号まで）に定める者に該当する場合
- (2) 予定営業所の位置が、袋小路に面している場所等たばこの購入に著しく不便と認められる場所である場合
- (3) 予定営業所と最寄りのたばこ販売店との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに定められた下の表の基準距離に達していない場合

（単位：メートル）

環境区分 地域区分	繁華街 (A)	繁華街 (B)	市街地	住宅地 (A)	住宅地 (B)
指 定 都 市	25	50	100	200	300
市 制 施 行 地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

※地域区分及び環境区分の考え方は、別表（P.7）のとおりです。

なお、環境区分は、申請後にJ Tの現地調査の結果に基づいて区分されます。

(4) 自動販売機の設置について

一般小売販売業の許可申請の場合

自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等たばこの販売について二十歳未満の者の喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合

この場合の「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいいます。

特定小売販売業の許可申請の場合

自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等二十歳未満の者の喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所である場合

ただし、工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内の場所を予定営業所とする場合は除きます。

(5) 予定営業所におけるたばこの取扱予定高が、月間4万本に満たない場合

- (6) 予定営業所の使用の権利がない場合（許可後 1 ヶ月以内に開業の見込みがない場合を含みます。）
- (7) 申請者が法人であって、たばこの販売が当該法人の定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲に含まれない場合

4. 許可基準の特例

たばこ小売販売業の許可基準には、以下の特例があります。

なお、予定営業所の所在地が沖縄県にある場合、3. (3) の距離基準及び (5) の取扱高基準は適用されません。

(1) 距離基準の特例

① 特定小売販売業の特例

特定小売販売業の許可の申請の場合は、距離基準を満たしているものとみなします。

② 身体障害者等の特例

申請者が、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 4 項に規定する寡婦若しくは同条第 6 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者（以下「身体障害者等」という。）である場合は、距離基準の表における予定営業所の所在地の該当する欄の数値の 8 割に緩和します（ただし、同一の申請者が複数の申請を行う場合は、いずれか一つの申請に限り適用され、申請者が既に本特例を受けて許可を得ている場合は適用されません。）。

なお、この場合病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者自らたばこ販売業に従事する必要があります。

③ 休業店の特例

最寄りのたばこ販売店が正当な理由なく 1 ヶ月以上休業している場合は、予定営業所と当該販売店との距離は測定しません。

④ 低調店の特例

最寄りのたばこ販売店のたばこの販売数量が一定の数量以下の場合は、予定営業所と当該販売店との距離は測定しません。

⑤ 廃業跡地及びその周辺の特例

予定営業所が、「一般小売販売業の許可を受けて 5 年以上経過したのちに廃業したたばこ販売店の跡地（以下「廃業跡地」という。）」又はその周辺の場所にあり、廃業日に処分未済の一般小売販売業の申請及び廃業日の翌日から起算して 30 日以内に受理した一般小売販売業の申請（以下「廃業跡地及びその周辺の特例に関する申請」という。）の場合は、原則として、距離基準の表における予定営業所の所在地の該当する欄の 1 欄左の環境区分欄に応じた数値を適用します。

⑥ 大規模な団地の特例

予定営業所が、店舗を設けることのできる区域が制限され、かつ、大規模（300 世帯程度以上。以下同じ。）な団地内に位置する場合は、距離基準を満たしているものとみなします。

⑦ 大規模な団地の周辺の特例

予定営業所が、上記⑥以外の大規模な団地内に位置する場合、又は上記⑥の団地の周辺（当該団地の出入口から基準距離の範囲内。ただし、その間にたばこ販売店がある場合には、当該店までの範囲内。）に位置する場合は、距離基準の表における予定営業所の所在地の該当する欄の 1 欄左の環境区分欄に応じた数値を適用します。

⑧ 交通の拠点の特例

予定営業所が、駅、バスターミナルその他交通の拠点（乗車人員が 1 日当たり概ね 5,000 人以上。）の周辺（交通機関の出入口等から基準距離の範囲内。ただし、その間にたばこ販売店がある場合には、当該店までの範囲内。）に位置する場合には、基準距離の表における予定営業所の所在地の該当する欄の 1 欄左の環境区分欄に応じた数値を適用します。

⑨ 異なる人の流れの特例

予定営業所が、上記⑧の駅、バスターミナルその他交通の拠点の周辺に位置する場合であって、予定営業所と最寄りのたばこ販売店とが当該交通の拠点を中心にそれぞれ明らかに異なる人の流れに面している場合には、予定営業所と当該販売店との距離は測定しません。

⑩ 視認の特例

予定営業所が繁華街（A）、繁華街（B）又は市街地に位置する場合において、最寄りのたばこ販売店が予定営業所の面している街路を歩行する消費者から、直接、かつ、容易に見えない場合は、予定営業所と当該販売店との距離は測定しません。ただし、看板等により当該販売店の場所を認識できる場合は、特例には該当しません。

⑪ 地上と地下の異なる道路に面する場合の特例

予定営業所と最寄りのたばこ販売店とが、地上と地下の異なる道路に面している場合（2階以上の異なる道路に面している場合も含みます。）には、予定営業所と当該販売店との距離は測定しません。

⑫ 往復合計4車線道路の特例

予定営業所と最寄りのたばこ販売店とが、往復合計4車線（車線道路に限り、2輪車及び軽車両の車線を除く。）以上の道路を隔てて位置する場合には、原則として、予定営業所と当該販売店との距離は測定しません。

(2) 取扱高基準の特例

① 身体障害者等の特例

申請者が、身体障害者等である場合は、取扱高基準を8割に緩和します（ただし、同一の申請者が複数の申請を行う場合は、いずれか一つの申請に限り適用され、申請者が既に本特例を受けて許可を得ている場合は適用されません。）。

なお、この場合病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者自らたばこ販売業に従事する必要があります。

② 特定小売販売業の特例

特定小売販売業の許可の申請の場合は、取扱高基準を月間3万本とします。

③ 山間地等の特例

予定営業所が最寄りのたばこ販売店から著しく遠隔地である山間地等の場所（既に出張販売が行われているものを除く。）にある場合で、申請者が予定営業所において生活必需品等の小売販売業等を営んでおり、かつ、生活必需品の調達状況、当該地域の消費者のたばこの購買の利便を考慮する必要がある場合には、取扱高基準を満たしているものとみなします。

④ 繁華街等の特例

予定営業所が繁華街（A）、繁華街（B）又は市街地に位置する場合において、最寄りのたばこ販売店との距離が基準距離に達している場合は、取扱高基準を満たしているものとみなします。

⑤ 廃業跡地及びその周辺の特例

廃業跡地及びその周辺の特例に関する申請で、最寄りのたばこ販売店との距離が基準距離に達しており、かつ、周辺の需給状況等を勘案して特に営業所の設置を必要と認めたときは、

予定営業所の所在地が住宅地（A）の環境区分にある場合は、月間2万本まで

予定営業所の所在地が住宅地（B）の環境区分にある場合は、月間1万5千本まで

取扱高基準を緩和します。

5. 距離の測定方法

距離の測定は、原則として申請される予定営業所の営業行為を行う店舗の出入口の中央から最寄りのたばこ販売店の営業行為を行う店舗の出入口の中央までを、通常人や車の往来する道路に沿って測定し、最短のものを予定営業所から最寄りのたばこ販売店までの距離とします。

ただし、実地調査の際に予定営業所が建築中又は建築予定のため出入口の中央が特定できないときは、予定営業所の建設予定地の最寄りのたばこ販売店に最も近い地点を出入口の中央とみなして測定します。

なお、予定営業所と最寄りのたばこ販売店が道路を隔てて位置する場合においては、当該道路が横断禁止道路の場合には最寄りの横断歩道等を通行して測定し、横断禁止道路以外の場合には両者の間又は付近（20メートル以内）に横断歩道等があるときはこれを通行し、これらのものがないときは当該道路を直角に横断し、それぞれ測定します。

6. 許可の可否の判定

- ① 原則として、申請の受理年月日の早いものから、順次、特例を含めた基準に該当するかどうかの審査を行い決定します。
- ② 同日に申請を2件以上受理し、それが競合する場合は、抽選となります。
- ③ 予定営業所に廃業跡地及びその周辺の特例が適用され、廃業日の翌日から起算して30日を経過した時点までに申請を2件以上受理し、それが競合する場合は、抽選となります。

7. 許可の条件

許可の際には、①又は②の許可条件が必ず付されます。このほか、インターネット等の通信販売によりたばこを販売する場合には、別途審査の上、個別に許可条件が付されます。また、必要に応じそのほかの条件が付される場合があります。

① 一般小売販売業の場合

イ 「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。また、自動販売機を道路等自己の使用の権利のない場所に設置しないこと。」

ロ 「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」

（注）1 イの「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいいます。

2 ロの年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機とは、財政制度等審議会たばこ事業等分科会が認める判定基準を満たすものとして同分科会が認めたものをいいます。以下、②ニにおいて同じ。

② 特定小売販売業の場合

イ 「たばこの売場は施設内に向けて設置し、看板等をその施設外に掲出しないこと。」

ロ 「施設内に喫煙設備を設けること。」

ハ 「自動販売機を設置する場合には、施設の従業員又は管理者等二十歳未満の者の喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認可能な場所に設置すること。」

ニ 「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」

（注）1 ロの「施設」には、敷地を含みます。

2 健康増進法（平成14年法律第103号）の規定により、喫煙をするために利用できない設備については、ロの「喫煙設備」に当たらないものとします。

3 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条に規定する指定たばこのみ喫煙をすることができる設備（同条において読み替えて適用する健康増進法第33条第1項に規定する基準適合室等）のみを喫煙設備として設けている場合であって、当該指定たばこを販売していないときには、ロの条件を満たしていないものとします。

8. 許可の取消し、又は営業停止の要件

以下の各事項のいずれかに該当するときは、たばこ事業法第 31 条の規定により、許可の取消し、又は 1 ヶ月以内の営業停止になる場合があります。

	要 件
①	たばこ事業法の規定に基づき罰金以上の刑に処せられたとき
②	許可条件に違反したとき
③	許可を受けないで営業所の移転又は出張販売を行ったとき
④	製造たばこを定価外で販売し、又は、注意表示を消去し、もしくは変更して販売を行ったとき
⑤	小売販売業の承継の届出、休止の届出、商号等の変更届出の手続をしなかったとき、又は虚偽の届出を行ったとき。
⑥	営業の停止に応じなかったとき。
⑦	破産手続開始の決定を受けたとき
⑧	正当な理由がないのに、許可を受けてから 1 ヶ月以内に営業を開始しなかったとき、又は、1 ヶ月以上営業を休止したとき（※）。
⑨	不正な手段により、たばこ小売販売業の許可を受けたとき
⑩	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第 5 条の規定に違反して処罰されたとき
⑪	法人の場合、その代表者が①、⑦、⑩に該当することとなったとき
⑫	許可者が、未成年者であつて、その法定代理人が①、⑦、⑩、⑪に該当する者であるとき

※ 正当な理由（病気療養中または営業所の改築中等）により、1 ヶ月以上、営業を休止される場合には、事前に届出を行う必要がありますのでご注意ください。

9. 二十歳未満の者の喫煙防止の取組みについて

許可を得られた申請者の方は、二十歳未満の者の喫煙防止のため、許可の条件に従って自動販売機の店舗併設及び年齢識別機能付自動販売機の導入を行っていただくとともに、次の事項に積極的に取り組んでいただくようお願いします（詳細については、許可時にお配りする「たばこ小売販売業の許可を得られた皆様へ」をご覧ください。）。

1. 二十歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底

二十歳未満と思われる者に対しては年齢確認（「運転免許証」、「マイナンバーカード」等、購入者本人の年齢が確認できるものの提示を求める）を確実に実施すること。

2. ポスターの掲示などによる二十歳未満の者の喫煙防止の注意喚起

二十歳未満の者の喫煙は法律で禁止されていること、二十歳未満の者にはたばこを販売しないこと等を表示したポスター、ステッカー等の掲出、同趣旨の店内放送等を行うこと。

3. 自動販売機の適正な管理の徹底

二十歳未満の者のたばこ購入を防止するための適正な管理を行うこと。

○二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治 33 年法律第 33 号）

第 1 条 二十歳未満ノ者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第 2 条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第 3 条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ料科ニ処ス

2 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第 4 条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第 5 条 二十歳未満ノ者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第6条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ
関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ
科ス

(別表)

大蔵省告示「たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項」に定める地域区分及び環境区分

・表1 (地域区分)

地域の区分	区 分 の 定 義
指 定 都 市	人口 50 万人以上の市制施行地及び東京都の特別区
市 制 施 行 地	上欄に規定する指定都市以外の市制施行地
町 村 制 施 行 地	町村制施行地

(注) 「市制施行地」及び「町村制施行地」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 8 条に規定する市及び町村をいいます。

・表2 (環境区分)

環境の区分	認 定 の 基 準
繁 華 街	指定都市又は市制施行地であって、次の一に該当する街路等 (イ) 乗車人員が、1 日当たり 20, 000 人以上の大規模な駅、 バスターミナル (ロ) 遊興飲食施設、商店及び観光客施設が 100 店以上連続している街路 繁華街のうち、乗車人員が、1 日当たり 50, 000 人以上の駅、 バスターミナル及び遊興飲食施設等が 200 店以上連続している街路を 繁華街（A）とし、その他を繁華街（B）とします。
市 街 地	市街地形成施設が 20%を超える部分を占めている街路（繁華街（A） 及び繁華街（B）に該当するものを除きます。）
住 宅 地	住宅と農地等が 80%以上を占めている街路 住宅地のうち、農地等が 2 分の 1 を超える部分を占めている街路又は 農地等の中に 50 世帯未満の小規模な住宅の集団を形成している地域に おける街路を住宅地（B）とし、その他を住宅地（A）とします。

- (注) 1 「遊興飲食施設」とは、遊技場、料理店、バー、喫茶店、劇場その他これらに準
ずる施設をいいます。
2 「観光客施設」とは、観光地にあるみやげ物店、旅館その他観光客を対象とする
施設をいいます。
3 「市街地形成施設」とは、遊興飲食施設、商店、観光客施設、銀行、官公庁、事
務所、運動・レジャー施設、工場その他これらに準ずる施設をいいます。
4 「農地等」とは、農地、空地その他これらに準ずるものをいいます。

(参考)

各種届出に関する周知事項

承継・休止・廃業等の際には必ず届出をしてください。

【届出を要する主な例】

- ・相続、合併または分割により承継したとき
- ・病気や店舗改築等の理由により、1ヶ月以上休業するとき
- ・たばこ販売を廃止したとき
- ・商号、名称又は氏名及び住所（法人の場合、代表者氏名及び住所）に変更があったとき

(注) この他にも届出が必要な場合があります。

ご不明な点がございましたら、お近くの財務（支）局までお問い合わせください。

添付書類チェック表

小売販売業許可申請書(たばこ事業法施行規則別紙様式第 17 号)に以下の書類を添付してください。
各種申請書類及び記載例は財務省ホームページに掲載しています。

書 類 名	個人	法人	備 考	チェック欄
1. 誓約書(たばこ事業法施行規則別紙様式第 19 号)	○	○	法第 23 条第 1 号、第 2 号、第 5 号～第 7 号に該当しない旨の申告。	
2. 住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	×	(1) 申請者の氏名及び住所の確認。 (2) 申請者が「未成年者」又は「成年被後見人、被保佐人又は被補助人」である場合は、その法定代理人も必要。 (3) 「これに代わる書面」とは、「在留カード(写)」又は「特別永住者証明書(写)」。 (4) 申請日の前 3 ヶ月以内に発行されたもの。	
3. 法人の登記事項証明書	×	○	(1) 申請者の商号、名称及び住所とその代表者の氏名及び住所の確認。 (2) 申請日の前 3 ヶ月以内に発行されたもの。	
4. 破産者又は禁治産者に該当しない旨の証明書	○	×	(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は禁治産者に該当しない旨の証明書 ※(申請者の本籍地の市町村にて発行) (2) 申請者が「未成年者」又は「成年被後見人、被保佐人又は被補助人」である場合は、その法定代理人も必要。 (3) 「外国人」である場合には不要。 (4) 申請日の前 3 ヶ月以内に発行されたもの。	
5. 後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	○	×	(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれにも該当していない旨の証明書。 (2) 申請日の前 3 ヶ月以内に発行されたもの。 ※(法務局にて発行)	
6. 定款又は寄附行為	×	○	(1) 「法人」の行為能力を確認。 (2) 「外国法人」の場合には、「会社」の性質を識別するに足りる書面。	
7. 予定営業所の位置を示す図面	○	○	(1) 自動販売機を設置する場合には、自動販売機と店舗の位置関係が明確に分かる図面。 (2) 店舗の出入口、たばこ売場、周辺地図を明記。特定小売販売業の場合には、喫煙設備も明記。	
8. 未成年者の登記事項証明書	△	×	(1) 「未成年者」の行為能力を確認。 (2) 申請者が「成人」又は「外国人」である場合には不要。 ※(法務局にて発行)	
9. 身体障害者手帳の写し	△	×	申請者が身体障害者福祉法第 4 条に該当する場合に添付。	
10. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 4 項又は第 6 項に該当する旨の証明書	△	×	申請者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 4 項の規定又は第 6 項の「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」の規定に該当する場合に添付。	
11. 予定営業所の所有者の同意書又は賃貸借契約書の写し	△	△	(1) 予定営業所が自己所有である場合には不要。 (2) 賃貸借契約書の写しは使用目的等から予定営業所を店舗として使用できることが確認できるもの(「住居用」、「倉庫用」等となっている場合は、予定営業所の所有者の同意書を添付してください)。	
12. 二十歳未満の者の喫煙防止に係る誓約書(たばこ事業法施行規則別紙様式第 18 号)	△	△	第三者が営業又は管理を行う場所に自動販売機を設置する場合に添付。	

※ ○は添付必須、△は備考欄を参照し該当する(または、必要な)場合にのみ添付、×は添付不要。

※ 添付書類の原本の還付を請求する場合は、「原本還付申請書」及び送付に要する費用分の郵便切手等を提出。

※ 申請日の前 2 年以内に行った申請が前回と同一場所であり、前回申請時に添付した書面の記載内容に変更がない場合は、前回申請に対する不許可通知書、行政不服審査法の規定に基づく弁明書若しくは裁決書の謄本を提示することにより、以下の書類の添付を省略することが可能。(たばこ事業法施行規則第 19 条の 2)

【個人】上欄の 2、4、5、8、9 の書類

【法人】上欄の 3、6 の書類

※ 申請日の前 5 年以内に許可を受けた小売販売業者が新たな場所へ申請する場合で、当初の申請時に添付した書面の記載内容に変更がない場合は、当初の申請に係る許可決定の通知書又は「製造たばこ小売販売業許可に関する証明書」を提示することにより、下記の書類の添付を省略することが可能(同一財務局管内でのみ可能)。(たばこ事業法施行規則第 19 条の 3)

【個人】上欄の 2、4、5、8、9、10 の書類

【法人】上欄の 3、6 の書類

財 務 （ 支 ） 局 担 当 課 一 覧 表

財務(支)局担当課名	住 所	電話番号	管轄区域
北 海 道 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒060-8579 北海道札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	北海道
東 北 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111	宮城県 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県
関 東 財 務 局 理財部理財第3課	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1121	埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東 海 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-2546	愛知県 岐阜県 静岡県 三重県
北 陸 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒921-8508 石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7852	石川県 富山県 福井県
近 畿 財 務 局 理財部理財第2課	〒540-8550 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6368	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中 国 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒730-8520 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-221-9221	広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県
四 国 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒760-8550 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎（南館）	087-811-7780	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
九 州 財 務 局 理 財 部 理 財 課	〒860-8585 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
福 岡 財 務 支 局 理 財 部 理 財 課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡第一合同庁舎	092-472-3985	福岡県 佐賀県 長崎県
沖 縄 総 合 事 務 局 財 務 部 理 財 課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0092	沖縄県

日本たばこ産業株式会社（J T）支社窓口一覧表

財務局 管轄	管轄 都道府県名	日本たばこ産業(株) 事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
北海道 財務局	北海道	日本たばこ産業(株) 北海道支社許可担当	〒060-0003 北海道札幌市中央区北 3 条西 3-1-44 ヒューリックスクエア札幌 8 階	011-643-1123	011-631-7388
東北 財務局	青森県	日本たばこ産業(株) 宮城支社許可担当	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-2-8 仙台 MT ビル EAST 2F	022-745-0951	022-256-9501
	秋田県				
	岩手県				
	宮城県				
	山形県				
関東 財務局	福島県	日本たばこ産業(株) 東京支社許可担当	〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町 1-55-1	048-645-5279	048-645-1170
	栃木県				
	埼玉県				
	茨城県		〒261-7105 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト 5F	043-331-6304	043-296-7157
	千葉県				
	東京都		〒130-8603 東京都墨田区横川 1-17-7	03-6703-7704	03-3624-6120
	山梨県				
	群馬県	日本たばこ産業(株) 群馬支社許可担当	〒370-8550 群馬県高崎市東町 126-7 日本たばこ高崎ビル	027-322-5152	027-323-3043
	長野県				
東海 財務局	新潟県	日本たばこ産業(株) 神奈川支社許可担当	〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町 3-1 コンカード横浜 5F	045-522-3780	045-450-1913
	神奈川県				
	静岡県		〒460-0026 愛知県名古屋市中区伊勢山 2-12-1 日本たばこ名古屋ビル	052-350-3164	052-321-1085
	三重県				
北陸 財務局	愛知県	日本たばこ産業(株) 石川支社許可担当	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 4-133 KC ビル 4F	076-266-3226	076-266-3235
	岐阜県				
	富山県				
近畿 財務局	石川県	日本たばこ産業(株) 大阪支社許可担当	〒531-0075 大阪府大阪市北区大淀南 1-5-10 日本たばこ大阪ビル	06-6450-1277	06-6450-1268
	福井県				
	兵庫県				
	京都府				
	滋賀県				
中国 財務局	奈良県	日本たばこ産業(株) 広島支社許可担当	〒732-0814 広島県広島市南区段原南 1-3-53 広島イーストビル 14F	082-553-1282	082-261-7848
	大阪府				
	和歌山県				
	鳥取県				
四国 財務局	広島県	日本たばこ産業(株) 香川支社許可担当	〒760-0025 香川県高松市古新町 8-1 高松スクエアビル 4F	087-823-6616	087-822-6720
	島根県				
	山口県				
	岡山県				
九州 財務局	鳥取県	日本たばこ産業(株) 福岡支社許可担当	〒812-0017 福岡県福岡市博多区美野島 1-2-8 NT ビル 8F	092-303-0243	092-431-8544
	香川県				
	愛媛県				
	徳島県				
福岡 財務支局	高知県	日本たばこ産業(株) 鹿児島支社許可担当	〒892-0846 鹿児島県鹿児島市加治屋町 18-8 大樹生命鹿児島ビル 7F	099-833-9025	099-239-8122
	熊本県				
	大分県				
沖縄 総合事務局	鹿児島県	日本たばこ産業(株) 沖縄支社許可担当	〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 1-1-1 パレットくもじ 501	098-993-8497	098-862-9597
	佐賀県				
	長崎県				